

IPv4 アドレス移転制度の件

IPv4 アドレス移転制度について、以下の 2 点についてご承認いただきたい。

- 1) 移転制度骨子案(詳細説明資料(1))のうち 3 項目に修正を加えて最終骨子とすること
 - 対象アドレス(国際間移転): JPNIC 管理下のアドレスに限定する
 - 確認事項(移転先からアドレス利用計画の提出): 利用計画の提出は求めない
 - 料金(移転手数料): 移転に伴って発生する事務費用は当面の間維持料収入によって賄う
- 2) 下記のスケジュールに従い文書改定等の作業を進めること
 - 6 月上旬 規則文書群の改定及び公示
 - 6/16 日 第 44 回通常総会での報告
 - 7 月以降 移転制度の施行

なお、本件に係る詳細な説明については以下を参照のこと。

【詳細説明資料】

1) 移転制度骨子案の内容

役員懇談会で合意となった制度骨子案は以下の 8 項目。

(<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/general-meeting/20110311/sankoushiryou1-2.pdf>)

- 対象アドレス
- 移転元としての申請資格の範囲
- 移転先としての申請資格の範囲
- 最小移転単位
- 確認事項(利用計画の提出の有無は検討中)
- 料金(手数料の徴収の有無は検討中)
- 移転履歴の公開
- その他
 - ・移転先が指定事業者の場合は PI アドレスから PA アドレスへの種別の変更が可能
 - ・移転に伴う移転先および移転元と JPNIC 間の契約に関しては適切に管理するが、移転元・移転先間での個別の移転条件について JPNIC は関与しない

2) 社外からの意見聴取

役員懇談会資料に補足説明資料「JPNIC における IPv4 アドレス移転制度について」(参考資料 5-1)を加えた上で、4 月 11 日から 28 日の期間でパブリックコメントを募集した。なお、パブリックコメントと併行して実施した JPNIC 会員を対象を限定した意見募集には、回答はなかった。4 月 7 日に開催した IP アドレス管理指定事業者連絡会での意見は、パブリックコメントに寄せられた内容に含まれるため、パブリックコメントに寄せられた意見(合計 8 件)が、移転制度に対する社外からの意見全体を表していると考えられる。8 件の意見の詳細は、「JPNIC における IPv4 アドレス移転制度に関するご意見」(参考資料 5-2)を参照のこと。

3) パブリックコメントからの参考意見の抽出

パブリックコメントで得られた意見の中で、JPNIC が移転制度を検討するにあたって特に参考

にすべきものは、「強い反対が表明されている意見」、「対立した方向性が示されている意見」、「JPNIC 自身が未だ最終的な決定をしていない項目に関わる意見」(利用計画の提出の有無、手数料徴収の有無)となる。そうした観点から選んだ意見を次のように整理した。

a. 対象アドレス(国際間移転)

- ◆ APNIC 地域全体/RIR 間の移転を要望(2件)
 - アドレス管理の原則の公平性の視点から地域に左右されることなく、グローバルな視野に立ち、APNIC 管理下と JPNIC 管理下の IPv4 アドレスの相互移転についても対象とすべき
 - アドレス需要の大きい地域へのアドレス流出を招くことへの懸念はあるが、将来的には子会社間等一定の条件下で実現する方向で検討してほしい
- ◆ JPNIC 管理下に限定することを要望(1件)
 - 国外も含めた移転先資格者の範囲の拡大により不当に高額な取引(投機・転売を目的とした移転)を誘引し、JPNIC 管理下でアドレスを必要とする組織へ行き渡らなくなることを懸念する

b. 確認事項(移転先からアドレス利用計画の提出を求めるべきか)

- ◆ 利用計画の提出を求める必要はない(1件)
 - 個別の移転条件について JPNIC は関与しないとしているにも関わらず、審議を行うことは行為に矛盾が生じる
- ◆ 提出を求めても、必須ではなくオプションとする(1件)
 - 実際に審議はせずに提出資料は受領拒否しないという程度に留めるべき

c. 料金(移転時の手数料)

- ◆ 徴収する場合でも、実費相当額もしくは割り振り手数料相当額を上限とすべき(3件)
 - 徴収する場合は既存の新規割り振り手数料に準ずる料金でよい
 - 割り振りの工数を上回ることはないと考えられるため、割り振り手数料を上限とするのが適切
 - 実費程度が相当

4) 上記意見に対する事務局の検討結果

上記3点に関して事務局で検討した結果、以下の方針とすることが適切であるとの結論に至った。

a. 対象アドレス(国際間移転)

JPNIC 管理下のアドレスに限定する。

(理由) 移転制度がアドレス管理全体に与える影響には不明な部分も大きいため、制度当初は JPNIC が一定の統制力を行使できる直接契約関係にある組織間に限定した範囲で、移転を認めるのが安全である。一度国外レジストリとの移転の実施に踏み切ってしまうと、その後に不都合な事態が発生したとしても、国内限定に施行範囲に縮小することは極めて難しくなると予想される。また、JPNIC にとってレジストリ間移転の直接の相手先となる APNIC においても、レジストリ間移転ポリシーについては流動的な部分が見られる。したがって、JPNIC 管理下のアドレスに限定した形で制度運用を開始し、一定期間経過後に制度運用の安定実績が確認できた時点で、レジストリの間での相互移転を可能にする方向で見直しを図ることが適切である。

b. 確認事項(移転先からアドレス利用計画の提出を求めるべきか)

利用計画の提出は求めないが、アドレスを効率利用することへの同意確認文書の提出を移転先に義務づけることとする。

(理由)レジストリは、利用者の分配済みアドレスの利用率と1年以内の利用計画を審議することで必要最低限の分配アドレス量を決定し、アドレスの有効利用の原則を維持してきた。アドレス枯渇後は、従前通りの審議基準でアドレス利用量を調整することは不可能となり、利用計画の提出を求める実質的な意味はなくなる。したがって、利用計画の提出を求めないことが適切である。

c. 料金（移転時の手数料徴収の有無）

移転に伴って発生する事務費用は、当面の間維持料収入によって賄うものとする。

(理由)アドレスの移転によっても、通常の申請業務と同様にデータベースの書き換え、文書の確認等一定の事務処理が発生するが、これらに要する費用は、現行の維持料収入の中で吸収するのが妥当である。IPv4 アドレス在庫枯渇後に割り振り申請業務が減少することが予想される状況に加えて、事業運営コスト全体の削減に一層努力することで、移転にかかる事務処理費用は現行料金体系の中で吸収できると見込まれる。但し、移転申請件数が現在の想定する状況を大幅に上回り、事務処理費用を吸収することが困難となる状況を迎えれば、将来的には個別に料金を徴収することを考えたい。

5) 移転制度骨子修正方針

上記検討結果に則して骨子案を変更し、それ以外の項目については骨子案の修正は行わない。

6) 今後の進め方

パブリックコメントに回答については、執行理事会での承認を経た上で公開する。

移転制度施行に改定が必要な規則文書群は、執行理事会での承認を経た上で、理事会にはメール vote をもって、その内容を諮ることとしたい。

- 5/23 ~ パブリックコメントへの回答を公開
- ~6月上旬 骨子を反映した規則文書群の改定及び公示
 執行理事会承認 理事会メール Vote 文書公示(1ヶ月間)
- 6/16 総会 報告
- 7月 移転制度の施行

7) その他の留意すべき事項

移転制度実施によって IP アドレスが債権化した場合の影響とそれへの対応策等については、法律専門家へ相談する準備を進めている。

8) 参考資料

- 6-1 JPNIC における IPv4 アドレス移転制度について
- 6-2 JPNIC における IPv4 アドレス移転制度に関するご意見

以上